五　税務署長	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの 一　相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二十七条から第二十九条までに規定する申告書、当該申告書に係る国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十八条第二項に規定する期限後申告書、同法第十九条第三項に規定する修正申告書又は同法第二十八条第一項に規定する更正通知書若しくは決定通知書に関する情報 二　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第百四十九条の規定により青色申告書に添付すべき書類（事業所得の金額の計算に関する明細書に限る。）に関する情報	
六　都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの 一　この法律による保護の決定及び実施又は就労自立給付金の支給に関する情報 二　児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当の支給に関する情報 三　母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）による母子家庭自立支援給付金の支給に関する情報 四　特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）による障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する情報 五　国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報	
七　都道府県知事又は市町村長	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの 一　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報 二　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）による求職者に対する職業訓練の実施に関する情報	
八　厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合若しくは全国市町村職員共済組合連合会	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの 一　私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）による年金である給付の支給に関する情報 二　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による年金である保険給付の支給に関する情報 三　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）による年金である給付の支給に関する情報 四　国民年金法による年金である給付の支給に関する情報 五　地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）による年金である給付の支給に関する情報 六　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）による特別障害給付金の支給に関する情報	
九　日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合又は地方公務員共済組合	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの 一　私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する情報 二　国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する情報 三　地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する情報	
十　市町村長又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの 一　国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）による傷病手当金の支給又は健康教育、健康相談、健康診査その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業の実施に関する情報 二　高齢者の医療の確保に関する法律による特定健康診査若しくは特定保健指導の実施、傷病手当金の支給又は健康教育、健康相談、健康診査その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業の実施に関する情報	
十一　厚生労働大臣又は都道府県知事	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの 一　特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報 二　雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）による職業転換給付金の支給に関する情報	
十二　都道府県知事	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）による補償給付（障害補償費、遺族補償費又は児童補償手当に限る。）の支給に関する情報であつて厚生労働省令で定めるもの	
十三　都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による手当等の支給に関する情報であつて厚生労働省令で定めるもの	
十四　総務大臣	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの 一　国会議員互助年金法を廃止する法律（平成十八年法律第一号）又は同法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による廃止前の国会議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）による年金である給付の支給に関する情報 二　執行官法の一部を改正する法律（平成十九年法律第十八号）附則第三条第一項の規定によりなお従前の例により支給されることとされる同法による改正前の執行官法（昭和四十一年法律第百十一号）附則第十三条の規定による年金である給付の支給に関する情報	
十五　その他政令で定める者	その他政令で定める事項に関する情報	

備考　厚生労働大臣は、次の各号に掲げる厚生労働省令を定めようとするときは、当該各号に定める大臣に協議しなければならない。

一　一の項下欄、七の項下欄（第一号に係る部分に限る。）、八の項下欄（第五号に係る部分に限る。）、九の項下欄（第三号に係る部分に限る。）及び十四の項下欄の厚生労働省令　総務大臣

二　三の項下欄（第四号に係る部分に限る。）の厚生労働省令　法務大臣

三　四の項下欄の厚生労働省令　国土交通大臣

四　五の項下欄、八の項下欄（第三号に係る部分に限る。）及び九の項下欄（第二号に係る部分に限る。）の厚生労働省令　財務大臣

五　八の項下欄（第一号に係る部分に限る。）及び九の項下欄（第一号に係る部分に限る。）の厚生労働省令　文部科学大臣

六　十二の項下欄の厚生労働省令　環境大臣